

## 中野区教育委員会意見交換会に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

教育委員会では、教育行政に関する基本的な計画、条例等（以下「計画等」という。）の策定の検討に当たり意見交換会を実施しているが、意見交換会の実施が困難な場合の特例について、規定を整備する必要がある。

### 2 主な改正内容

#### （1）意見交換会の実施の特例（第7条第1項）

下記の要件を全て満たす場合は、意見交換会を行わないことができる旨を規定する。

ア 大規模な災害の発生、感染症の感染の拡大その他の状況から、現に意見交換会を行うことが困難又は不適當であること。

イ アの状態が相当の期間にわたり継続することが見込まれ、意見交換会の実施の時期について見通しを立てることが困難であること。

ウ 意見交換会を行うことができずに計画等の策定のための手続ができない状態が継続することによって、区の教育行政の運営に支障を来すおそれがあること。

#### （2）意見交換会を行わない場合の実施に代わる措置（第7条第2項～第5項）

意見交換会を行わない場合は、計画等の内容等を公表し、郵便、ファクシミリ、電子メール、窓口等、広く区民の意見の提出を求めること、また、提出された意見の概要及び意見に対する考え方を公表すること等を規定する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例  
に関する規則の廃止（附則第3項）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則を廃止する。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 施行日

令和6年4月1日

中野区教育委員会意見交換会に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(開催予定の公表)</p> <p>第5条 教育委員会は、意見交換会を開催するときは、原則として開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該計画等の内容</u></p> <p>(3) <u>当該計画等に関連する資料等又はその入手方法</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(意見交換会の実施の特例)</u></p> <p>第7条 <u>教育委員会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、第3条ただし書の規定にかかわらず、計画等について、意見交換会を行わないことができる。</u></p> <p>(1) <u>大規模な災害の発生、感染症の感染の拡大その他の状況から、現に意見交換会を行うことが困難又は不相当であること。</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する状態が相当の期間にわたり継続することが見込まれ、意見交換会の実施の時期について見通しを立てることが困難であること。</u></p> <p>(3) <u>意見交換会を行うことができずに計画等の策定のための手続ができない状態が継続することによって、区の教育行政の運営に支障を来すおそれがあること。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により意見交換会を行わない場合は、当該意見交換会の実施に代わる措置として、第5条第2号及び第3号に掲げる事項その他教育委員会が必要と認める事項を公表し、当該計画等について広く区民の意見の提出を求めるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する意見(以下単に「意見」という。)</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(開催予定の公表)</p> <p>第5条 教育委員会は、意見交換会を開催するときは、原則として開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>対象とする計画等の内容</u></p> <p>(3) <u>対象とする計画等に関連する資料等をあらかじめ提供する場合には、その入手方法</u></p> <p>(4) <u>その他必要な事項</u></p> <p>第6条 (略)</p>

は、当該計画等に係るパブリック・コメント手続の実施に先立ち、相当の期間を定めて、その提出を求めるものとする。

4 中野区教育委員会パブリック・コメント手続に関する規則（平成17年中野区教育委員会規則第12号）第4条及び第9条の規定は、意見の提出について準用する。この場合において、同規則第4条中「パブリック・コメント手続に基づく意見等」とあるのは「意見」と、同条第5号中「パブリック・コメント手続に係る事案」とあるのは「当該計画等」と、同規則第9条第1項及び第2項中「意見等」とあるのは「意見」と、同項第4号中「計画等の案」とあるのは「当該計画等」と読み替えるものとする。

5 教育委員会は、当該計画等に係る意見の提出の期間の終了後、提出された意見の概要及び当該意見に対する考え方を公表するものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、施行日以後に同条の規定による公表がされた場合について適用し、施行日前に同条の規定による公表がされた場合については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則の廃止）

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則（令和2年中野区教育委員会規則第13号）は、廃止する。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 （略）

意見交換会の実施の特例に関する規則の廃止に伴う経過措置)

4 施行日前に前項の規定による廃止前の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則第3条第2項の規定による公表がされた同項に規定する措置で当該措置に係る同規則第2条第3号の計画等について中野区教育委員会パブリック・コメント手続に関する規則（平成17年中野区教育委員会規則第12号）第10条に規定する意思決定が行われていないものは、この規則による改正後の中野区教育委員会意見交換会に関する規則第7条第2項に規定する措置とみなす。